

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立近江富士花緑公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新																									
本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 ふるさと館		本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 ふるさと館																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）</td> <td>1人1泊につき <u>2,710</u> 円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>4,080</u></td> </tr> <tr> <td>休憩 児童等</td> <td>1人2時間につき <u>320</u></td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>530</u></td> </tr> <tr> <td>研修・会議</td> <td>1室1時間につき <u>410</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	宿泊 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>2,710</u> 円	その他の者	同 <u>4,080</u>	休憩 児童等	1人2時間につき <u>320</u>	その他の者	同 <u>530</u>	研修・会議	1室1時間につき <u>410</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）</td> <td>1人1泊につき <u>2,900</u> 円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>4,370</u></td> </tr> <tr> <td>休憩 児童等</td> <td>1人2時間につき <u>340</u></td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>570</u></td> </tr> <tr> <td>研修・会議</td> <td>1室1時間につき <u>440</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	宿泊 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>2,900</u> 円	その他の者	同 <u>4,370</u>	休憩 児童等	1人2時間につき <u>340</u>	その他の者	同 <u>570</u>	研修・会議	1室1時間につき <u>440</u>
区分	金額																										
宿泊 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>2,710</u> 円																										
その他の者	同 <u>4,080</u>																										
休憩 児童等	1人2時間につき <u>320</u>																										
その他の者	同 <u>530</u>																										
研修・会議	1室1時間につき <u>410</u>																										
区分	金額																										
宿泊 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>2,900</u> 円																										
その他の者	同 <u>4,370</u>																										
休憩 児童等	1人2時間につき <u>340</u>																										
その他の者	同 <u>570</u>																										
研修・会議	1室1時間につき <u>440</u>																										
2 ロッジ		2 ロッジ																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>1棟1泊につき <u>16,090</u> 円</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1棟1時間につき <u>800</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	宿泊	1棟1泊につき <u>16,090</u> 円	休憩	1棟1時間につき <u>800</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>1棟1泊につき <u>17,220</u> 円</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1棟1時間につき <u>860</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	宿泊	1棟1泊につき <u>17,220</u> 円	休憩	1棟1時間につき <u>860</u>												
区分	金額																										
宿泊	1棟1泊につき <u>16,090</u> 円																										
休憩	1棟1時間につき <u>800</u>																										
区分	金額																										
宿泊	1棟1泊につき <u>17,220</u> 円																										
休憩	1棟1時間につき <u>860</u>																										
3 バーベキュー施設 1サイトにつき <u>1,510</u> 円		3 バーベキュー施設 1サイトにつき <u>1,620</u> 円																									
注1から注8まで 省略		注1から注8まで 省略																									